

平成 24 年 4 月

全国青色申告会総連合青年部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9

TEL : 03-3294-2301 FAX : 03-3233-0154

<http://www.bluereturna.jp/seinenbu/>

TEN-UP NEWS

No. 73

T E N - U P 運 動 の 推 進 に む け て 白 色 申 告 者 に 対 す る 記 帳 の 義 務 化

平成 26 年 1 月 1 日 より、白色申告者に対し、記帳および帳簿保存の義務化が実施されることとなった。これに伴い更生等にかかる理由が附記される【図表参照】。

わが国の所得税は、納税者が自ら記帳、決算、申告および納税をおこなう申告納税方式を採用している。これまで、その年の前々年の所得金額が 300 万円以下である事業者には、記帳等の義務がなかった。「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により義務化が決まり、新たに約 240 万人(納税がある者)が対象となる。今回の税制改正は、青色申告運動を積極的に推進し、青色申告会の会勢拡大にむけた白色申告者の入会勧奨をすすめていく上で、強力な追い風となる。税務行政において、指導機関としての青色申告会に対する期待はますます大きくなるだろう。

これに先立ち、中国青色申告会連合会(広島国税局管内の 5 県連合会)では、「会員増強 10,000 人」を達成する大きな成果があがった。各会の会長をはじめ役員の方々による青色申告の普及活動、税務当局や関係団体との連携強化が今回の結果につながった。確定申告期の「青色申告手続きコーナー」では、青色申

告会をアピールするブルズンを着用し、のぼり旗を掲げて会員増強に取り組まれた。1 万 8 千人もの納税者が利用し、1,474 人(速報値)の方が新しく入会した。

中国青色申告会連合会 「青色申告手続きコーナー」の様子



青色コーナーなど会員増強運動や確定申告期における指導相談に関して、全青色が各会にアンケートをおこなった。役員を中心に活動に取り組まれている会が多い。女性部とともに、事務局支援をおこなっている青年部もある。

次代の青色申告会を担う青年部は、青色申告運動を推進し、積極的な会員・部員増強運動の先頭に立って活動していきたい。「青色申告会員数」、「青年部員数」、「青年部設立数」の3つの10%UPを掲げた「TEN-UP運動」に全力で取り組まれることを期待する。

【図表】記帳・記録保存義務、理由附記

区分			改正後	
			記帳義務・記録保存義務	理由附記
①青色申告者			記帳義務 ○	○
			記録保存義務 ○	
白色申告者	確定申告あり	②所得300万円超 (より簡易な簿記)	記帳義務 ○	×→○ (25年1月施行)
			記録保存義務 ○	
	確定申告あり	③所得300万円以下	記帳義務 ×→○ (②の記帳水準と同程度) (26年1月施行)	×→○ (26年1月施行)
			記録保存義務 ○	
	確定申告を していない者	④確定申告を していない者	記帳義務 ×→○ (②の記帳水準と同程度) (26年1月施行)	
			記録保存義務 ×→○ (26年1月施行)	

(注1) 白色申告者に対する理由附記の施行時期は、その者が平成25年分において上記②～④のいずれかに該当するかによる。

なお、25年分においてどれに該当するかは、23年分又は24年分の所得金額及び確定申告の有無により判定する。

(注2) 特例として、平成20年～24年までに記帳義務があった者については、25年1月以後、理由附記を実施する。また、25年1月以後、上記②の者と同程度の記帳・記録保存を行っている者については、運用上、平成25年1月以後、理由附記を実施するように努めるものとする。

(注3) 記帳・帳簿等の保存が十分でない納税者に対しては、その記帳・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載する。

ブルーリターンAによるイータックス送信状況

前年比 18.2%増の 27,867 人が送信

平成23年分のイータックス(電子申告)の送信人数および送信件数を集計した。集計期間は、新ブルーリターンAのイータックス運用開始日である1月21日から今回の消費税の

申告期限である4月2日までとしている。

新ブルーリターンAになって初めての確定申告であったが、イータックスの送信人数は前年比 18.2%増の 27,867 人となり、送信件

数は前年比 16.1%増の 65,325 件となった。

今回の確定申告では、全体的に実績が大きく伸びており、経営における I T の活用が進んでいることがわかる。また、事務局の努力によって、新ブルーリターン A の普及も好調にすすんでいる。

青年部では、ひとりでも多くの方にブルーリターン A を使っていただき、自身の記帳の機械化・合理化はもちろんのこと、事務局での指導相談活動の支援も目指していきたい。また、イータックスの普及推進を通して、さらなる I T 化に取り組んでいただきたい。

イータックス送信実績表（県連別）

平成 24 年 4 月 2 日現在

ブロック	都道県名	ブルーリターン A 普及本数				23 年分					
		13~22 年	23 年	24 年	普及累計	送信人数	送信人数	所得税計	決算書計	消費税計	送信件数
東 京	東 京	5,675	281	120	6,076	822	658	656	734	159	1,549
	神 奈 川	9,483	570	187	10,240	3,849	4,254	4,255	4,648	945	9,848
	千 葉	6,234	389	266	6,889	2,121	3,050	3,054	3,341	705	7,100
	山 梨	68			68	1	1	1	1	1	3
関 東 信 越	埼 玉	3,142	168	50	3,360	553	478	483	537	129	1,149
	茨 城	2,109	64	43	2,216	269	900	899	1,048	301	2,248
	栃 木	572	13	16	601	55	63	63	69	12	144
	群 馬	691	19	8	718	34	43	43	46	18	107
	長 野	1,382	82	27	1,491	87	114	114	150	37	301
	新 潟	1,718	64	37	1,819	241	357	356	303	103	762
	北 海 道	2,706	146	101	2,953	415	610	608	648	185	1,441
東 北	北 海 道	824	57	26	907	151	138	138	160	45	343
	岩 手	259	10	1	270	15	13	13	15	10	38
	福 島	1,543	75	30	1,648	68	56	56	70	21	147
	秋 田	312	8	7	327	14	30	26	30	18	74
	青 森	560	32	3	595	89	127	127	150	40	317
	山 形	1,006	37	27	1,070	418	463	459	485	168	1,112
東 海	愛 知	3,273	286	148	3,707	801	1,032	1,041	1,133	258	2,432
	静 岡	3,314	190	125	3,629	2,520	2,891	2,895	2,711	848	6,454
	三 重	2,544	186	105	2,835	1,670	1,855	1,859	1,840	513	4,212
	岐 阜	2,083	113	84	2,280	382	552	553	641	169	1,363
北 陸	石 川	817	46	38	901	173	218	219	241	87	547
	福 井	861	42	34	937	371	453	453	509	156	1,118
	富 山	994	46	27	1,067	334	276	274	280	101	655
中 国	広 島	1,772	93	61	1,926	275	287	288	388	78	754
	山 口	1,188	100	58	1,346	308	612	609	653	150	1,412
	岡 山	1,689	109	36	1,834	387	455	453	477	113	1,043
	鳥 取	381	38	15	434	32	36	37	44	12	93
	島 根	953	44	36	1,033	225	276	276	328	111	715
四 国	香 川	590	23	15	628	22	23	23	27	6	56
	愛 媛	2,581	108	94	2,783	1,585	1,973	1,970	2,065	650	4,685
	徳 島	454	27	16	497	41	63	63	79	20	162
	高 知	638	45	43	726	14	20	20	23	14	57
北 部 九 州	福 岡	648	46	34	728	785	830	829	867	202	1,898
	佐 賀	312	22	4	338	338	367	368	432	104	904
	長 崎	535	31	23	589	31	16	16	21	5	42
南 九 州	熊 本	2,228	161	49	2,438	1,891	1,983	1,973	2,175	472	4,620
	大 分	833	50	26	909	189	179	177	215	50	442
	鹿 児 島	745	56	43	844	413	492	494	471	71	1,036
	宮 崎	877	58	47	982	385	449	449	490	136	1,075
	沖 縄	1,838	82	50	1,970	1,200	1,124	1,122	1,276	348	2,746
小 計		70,432	4,017	2,160	76,609	23,574	27,817	27,812	29,821	7,571	65,204
そ の 他 (大 阪)		1,471			1,471	4	50	50	57	14	121
合 計		71,903	4,017	2,160	78,080	23,578	27,867	27,862	29,878	7,585	65,325

青年部レポート

四万十市中村青色申告会(高知県)

事務局概要

所在地 〒787-0029

高知県四万十市中村小姓町 46

中村商工会議所内

TEL : 0880-34-4333

FAX : 0880-34-1451

MAIL : nakacc1@mocha.ocn.ne.jp

発 足 : 昭和 55 年 9 月 24 日

部 員 : 10 名(平成 24 年 4 月 1 日現在)

予 算 : 40 万円(平成 23 年度実績)

現役員 : 部 長 谷口一彦(飲食業)

副部長 土森正一(塗料販売業)

副部長 本山昇吾(畳製造業)

副部長 五藤重亀(飲食業)

《地元概況》

当会のある四万十市は、高知県の西南部、県内では「幡多」(3市、2町、1村)と呼ばれる地域の中心地で、日本最後の清流「四万十川」の下流域に位置しています。当市は約 36,000 人の人口を有し、主だった基幹産業はありませんが、小売・サービス業を中心に栄えてきました。しかし現在では、高速道路の未整備により県庁所在地の高知市から約 2 時間半という距離、またインターネットの普及などのため、小売・サービス業の衰退が目立ちます。現在、中村商工会議所を中心に、当市最大の観光資源である「四万十川」の自然を活用した修学旅行の誘致など、観光を基幹産業にすべく行政と一体となって活動しています。

《指導相談活動》

当会では年間約 500 事業所の記帳や決算申告の指導をおこない、イータックスの本人送信の支援に努めています。また、平成 23 年分の代理送信は前年比約 200%となりました。併せて、毎年、会計ソフトの講習会を実施し、ブルーリターンAの普及拡大にも力を入れています。



《青年部創部》

昭和 55 年 9 月 24 日に「青壮年部」として創立され、平成 17 年 5 月 26 日に「青年部」として名称の変更がおこなわれました。

《青年部の活動》

基本的には親会のおこなう活動をサポートしています。青年部独自の活動として、親睦を深める行事に力を入れ、ボーリング大会などの活動を通して交流や新規会員の情報交換などをおこなっています。また昨年度は、この地域で第 43 回青色申告会四国ブロック大会および第 22 回四国青色申告会連合会青年部会定例総会を開催し、約 500 名の方が訪れました。



《今後の抱負・課題》

新規部員の獲得が難しくなっています。現在は、単位会の青年部を幡多地域(署連)の青年部として部員を増やすことができないかを検討しており、「TEN-UP 運動」の目標を達成できるよう活動しています。

Key Word

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、太陽や地球などの自然の力を源とした定常的に補充されるエネルギーをいう。「再生可能」は「renewable」を翻訳したものであり、「リサイクル可能」という意味ではない。一般に、太陽光、水力、風力、地熱などの自然エネルギーがある。

平成 24 年 7 月 1 日より、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が実施される。再生可能エネルギーの普及を目的とし、電気事業者に一定の期間・価格で電力の買取りを義務づける。従来、太陽光発電システムを備えている家庭などでは、消費の余剰分を売電していたが、今後は全量が売電されることとなる。電気事業者が買取りに要する費用は「賦課金」として広く消費者が負担し、電気代に上乗せされる。消費価格よりも買取価格の方が高くなるため、多くの事業者や地方行政も積極的に設備投資をおこなっている。

Opinion & Announcement

30 周年を迎えるにあたって

TEN-UP ACTION 2012 (案)

平成 24 年 6 月 21 日
全国青色申告会総連合青年部

青色申告会の会勢拡大にむけて、青年部世代の積極的な青色申告運動が求められている。地域社会に貢献し、小規模事業者に活力を取り戻し、青色申告会の組織強化のために精力的に活動を展開する。青色申告会青年部は平成 24 年度の全国統一キャンペーンとして、会員、部員増強運動に全力で取り組む。

- ◎ 青色申告会員数の 10%UP
- ◎ 青年部員数の 10%UP
- ◎ 青年部設立数の 10%UP

◎ 青色申告会員数の 10%UP
新規入会者を青年部員が中心となって勧誘します。

◎ 青年部員数の 10%UP
青年部員を今まで以上に増やします。

◎ 青年部設立数の 10%UP
青年部を増やします。

マイナンバー制度

共通番号(マイナンバー)を全国民に割り振り、社会保障や税の管理を効率的におこなう制度。政府は 2015 年 1 月の導入を目指しており、翌年には自宅のパソコンから行政手続きを一括で処理できるシステムを運用する方針である。所得情報などを正確につかみ、年金や介護保険、税申告などの手続きが進めやすくなる。各種行政手続きに使われる多くの番号を 1 つの番号で処理するため、事務の効率化やコストの削減にもつながる。また、消費税問題が取りざたされる中、低所得層の負担軽減のため、給付付き税額控除制度が検討されている。制度の適切な運用には所得などを把握するためのマイナンバーが必要となる。

一方、マイナンバーの漏洩など個人情報の保護に懸念する声もある。さらに、システム開発には数千億円規模の費用がかかるなど、実現のための課題は多い。

創立 30 周年記念事業とともに開催される代議員総会において、今年の TEN-UP ACTION 2012 (案) が承認される。青年部として長年取り組んでいるキャンペーンである。経営環境の厳しさから小規模事業者の減少にともない青色申告会の会員も減少している。青年部も活動の停滞が懸念される中、積極的に「TEN-UP 運動」をおこない、目標を達成している青年部もある。会員・部員の増強、税制改正運動、経営の IT 化など青年部がおこなうべき課題は多い。30 周年を機にさらなる活動の充実強化に励んでいく。